

消費者目線で  
“気候グリーンウォッシュ”広告を問う

第2回 電力事業者の広告と“グリーンウォッシング”  
検証（2023年10月5日）

## 3. 日本の環境表示ガイドライン、 景表法の活用

弁護士 小島寛司  
(一般社団法人JELF (日本環境法律家連盟) 事務局長)

# 公益社団法人日本広告審査機構（JARO） への申し立て

- ・ 認定NPO法人気候ネットワーク・JELF（日本環境法律家連盟）の連名

・ JERAの「CO<sub>2</sub>が出ない火」による発電であると表示する広告について、中止し、今後、同様の広告を行わないよう勧告するよう、申し立て

# 公益社団法人日本広告審査機構（JARO） への申し立て

## 申立の趣旨

株式会社JERA（以下、JERAという）は、別紙広告1記載の広告を行っているところ、その内容は、後述するとおり、アンモニア混焼石炭火力発電を「CO<sub>2</sub>が出ない火」による発電であると表示するものです。石炭火力におけるアンモニア混焼はCO<sub>2</sub>排出削減効果がほとんどなく、「CO<sub>2</sub>が出ない」ものではありません。しかも、高コストで、消費者にとって気候変動対策として望ましい電気とはいえません。にもかかわらず、その具体的根拠を述べることなく、CO<sub>2</sub>削減効果を過度に強調し、あいまいな表現を用いることによって、別紙広告1記載のその他の広告とあわせて、アンモニア混焼による火力発電（とりわけ石炭火力発電）はCO<sub>2</sub>排出がない火力発電であり、その発電による電気が環境に配慮された電気であると消費者に誤認させ、あわせてJERAが地球温暖化防止のために画期的排出削減を行う事業者であるとの誤った印象を消費者に与えるものです。

JERAによるこれらの広告は景品等表示法及び環境表示ガイドラインにも抵触するものですので、これらによる広告を中止し、今後、同様の広告を行わないよう勧告されるよう申し立てます。

# 景品表示法上の問題点

# 景品表示法上の問題点

## 景品等表示法

### (不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する**表示をしてはならない。**

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、**実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの**

## CO<sub>2</sub>が出ない火 をつくる。

ゼロエミッション火力 × 再生可能エネルギーで、  
2050年CO<sub>2</sub>排出ゼロに挑戦します。

発電の常識を変えてみせる。



 POSSIBLE

## 景品表示法上の問題点

アンモニア製造時、輸送時に大量のCO<sub>2</sub>を排出することの説明なし

→ 「ゼロ」を強調したあいまいな表現で、自らの作る電気が「CO<sub>2</sub>が出ない」電気であるかに述べて、何らの打ち消し表示も行っておらず、CO<sub>2</sub>排出削減において実際よりも著しく優良であるかのように誤認させる表示

→ 景表法第5条1項1号に違反している

# 解説動画「石炭火力とアンモニア」篇

Jera 「石炭火力とアンモニア」篇

後で見る 共有

燃焼の相性が良い

↓ だから

発電量はそのまま  
CO<sub>2</sub>を減らせる!

その他の動画

1:06 / 1:55

YouTube

株式会社 J E R A による広告

## 景品表示法上の問題点

アンモニア製造時、輸送時に大量のCO<sub>2</sub>を排出することの説明なし

→ アンモニアの製造段階等でCO<sub>2</sub>が発生することについて説明がなく、燃料の製造段階を含めCO<sub>2</sub>が発生しないという誤解を一般消費者に与えるもの

→ 景表法第5条1項1号に違反している

## 景品表示法上の問題点

...そもそも「電力」はこの法律の対象か？

- ・ 役務（サービス）も対象
- ・ 「電力など卸取引が行われるものについては、商品と同様に考えられる」（「Q&A 広告宣伝・景品表示に関する法律と実務」73頁）

## 景品表示法上の問題点

...でも、JERAは一般消費者に電力を小売をしていないのでは？

「商品のメーカー...のように当該商品の販売ルート上にある事業者...が該当することは議論の余地がない」（「景品表示法 第6版（西川康一編著）」）

「直接販売をしないメーカーでも法の規制には該当する。」（「Q&A 広告宣伝・景品表示に関する法律と実務」73頁）

## 景品表示法上の問題点

…でも、間接的にもJERAの電気を買う、ってこと  
はないのでは？

- ・ JERAは東電FP及び中部電力の50%ずつの株主となる合弁会社。電力の多くを二社に卸している。
- ・ 電力自由化により、電力小売会社である中部電力ミライズ株式会社や東京電力エナジーパートナー株式会社以外からも一般消費者は電力を購入できる
- ・ それでも一般消費者が契約を変更せずに維持しているとすれば、電力小売会社が「中部電力グループ」であること、「東京電力グループ」であることは大きな維持の理由になっている。

## 景品表示法上の問題点

...「著しく優良」と誤認させる？

# CO<sub>2</sub>が出ない火 をつくる。

ゼロエミッション火力 × 再生可能エネルギーで、  
2050年CO<sub>2</sub>排出ゼロに挑戦します。

発電の常識を変えてみせる。



IMPOSSIBLE

# 景品表示法上の問題点

...「著しく優良」と誤認させる？



## 景品表示法上の問題点

...「著しく優良」と誤認させる？

... もうひとつは**失敗したらどうなるの、という問題。**  
「比較広告ガイドライン」でも「表示を義務付けられており、又は通常表示されている事項であって、主張する長所と不離一体の関係にある短所について、これを殊更表示しなかったり、明りように表示しなかったりするような場合には、商品全体の機能、効用等について一般消費者に誤認を与えるので、不当表示となるおそれがある。」

# 新築して、一生使う光熱費を考えるとオール電化はおトク。

■新築住宅の場合の住宅ローンと光熱費のシミュレーション(福岡銀行をご利用の場合/返済期間30年)



オール電化住宅にすると、  
 「オール電化住宅ローン」や光熱費の差額で  
**30年間で 約350万円** も節約になります!  
 「オール電化住宅ローン」を利用しなくても30年間で約300万円も節約できます。

■福岡銀行オール電化住宅ローンご利用の注意  
 ○金利は毎月見直しを行います。また、市場金利の動向によっては、期間中でも金利を変更する場合があります。  
 ○上記の金利は次の(1)~(3)すべてを満たすお客さまが対象となります。  
 (1) 福岡銀行住宅ローンのみで住宅を建設・購入される方  
 (2) 毎月振込または年金額振込をご指定いただいている方(ご指定いただける方)またはポイントくらぶ「マイバンク」がニツ星以上の方  
 (3) 保証料一括型をご選択の方

九州電力(株)に対する排除命令(平成20年(排)第47号)の事案

2

3

## 景品表示法上の問題点

... これって広告だけの問題なの？

... 環境に配慮した消費の拡大

→ 環境問題は正に消費者問題

... 景品表示法の経緯

→ 公正な競争と健全な経済発展も目的

→ 適切な情報の元に電氣を選べる時代へ

# 環境表示ガイドライン 上の問題点

# 環境表示ガイドライン上の問題点

環境表示ガイドラインとは

環境省から示されたガイドライン。平成25年3月最終改訂。

「主に事業者等から消費者に向けて発信される様々な環境情報について検討し、事業者及び消費者双方にとって有益な環境情報の提供の促進に向けて、事業者等が取り組むべき内容をとりまとめたもの」

# 環境表示ガイドライン上の問題点

## ガイドラインの定める基本項目

- ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと
- ② 環境主張の内容に説明文を付けること
- ③ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能であること
- ④ 製品又は工程における比較主張は LCA 評価、数値等により適切になされていること
- ⑤ 評価及び検証のための情報にアクセスが可能であること

# 環境表示ガイドライン上の問題点

## JERAの広告の問題点

① あいまいな表現や環境主張は行わないこと

→ ×

具体的な説明を割愛して、「CO<sub>2</sub>が出ない火」、  
「ゼロエミッション火力」を強調するもの。

1.5度目標と整合する具体的な表示なし

# 環境表示ガイドライン上の問題点

## JERAの広告の問題点

### ② 環境主張の内容に説明文を付けること

… 説明文の中身（要求事項（JIS Q 14021 5.7））

「g) 誤解を生じるおそれがあるてはならない。」

→ ×

その燃料の製造段階を含めCO<sub>2</sub>が発生しないという誤解、1.5度目標に整合するかのよう誤解等を一般消費者に与える

# 環境表示ガイドライン上の問題点

## JERAの広告の問題点

### ② 環境主張の内容に説明文を付けること

...説明文の中身（要求事項（JIS Q 14021 5.7））

「h) 最終製品に関して真実であるだけでなく、一つの環境影響を減少させる過程で、他の環境影響を増大させる可能性があることを認識できるように、製品のライフサイクルにおける、関連する側面のすべてを考慮したものでなければならない。」

「k) 表現上は真実である主張であっても、関係する事実を省略することによって、購入者が誤解するか又は誤解しやすいものであれば、これを行ってはならない。」

→ × アンモニア製造時等においてCO<sub>2</sub>が大量に発生する、当面の間石炭も混焼することによるCO<sub>2</sub>発生等の環境影響の増大を認識できるような表示となっていない。